

平成30年度 事業計画書

平成30年7月1日から平成31年6月30日まで

1. 総 括

- (1) 官公署に対して国民の権利の明確化と財産保全の一環として、業務処理の問題点と是正案の提言を行う。
- (2) 公益法人としての事業方法と内部規則の整備を行う。

2. 総 務 関 係

- (1) 事務局の合理化に努める。
- (2) 関係会との連絡協議会等に参加する。
- (3) 公益社団法人としての事務処理を進める。
- (4) 新入社員の勧誘に努める。
- (5) ホームページに各種相談業務を行うことについて掲載し、関係官公署等に止まらず、嘱託登記に関する事案については、一般住民についても幅広く相談・助言事業を推進する。

3. 業 務 関 係

- (1) 関係官公署等に積極的に出向き、公益法人として事業の説明を行い理解を求める。
- (2) 関係官公署等において、災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定の締結に努める。
- (3) 地図整備事業等の直轄事業について、作業の合理化を研究する。
- (4) 「国民の権利の明確化」の達成に寄与する為、官公署等の担当職員や一般の方を対象とした研修会を開催する。
- (5) 不動産の登記における土地・家屋の位置の特定を正確かつ迅速に行われるよう、登記基準点等の増設及び設置された基準点等の状況調査を行う。
- (6) 境界標管理事業として、過去に行った業務について、境界標の亡失等の調査を行い、必要に応じて境界標識を設置し、データの管理を行う。